

# 令和6年度 第2回山ノ内町立小学校適正規模適正配置等審議会 次第

日 時 令和6年7月12日（金）  
午後6時00分～午後7時30分  
場 所 山ノ内町文化センター2階 学習室

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 報告事項

(1) 審議会の役割について

4. 会議事項

(1) 小学校統合に向けての適正規模について

(2) 質疑・意見交換等

5. 連絡事項

6. 閉 会

## 山ノ内町立小学校適正規模適正配置等審議会委員名簿

任期：令和6年6月13日～令和7年6月12日

団体等	職 名	氏 名	備 考
東小PTA	会長	宮澤 昭雄	
南小PTA	会長	高相 慎吾	
西小PTA	会長	中島 学	
志賀高原保育園	保護者会長	高相 大作	
かえで保育園	保護者会長	宮崎 未希	
ほなみ保育園	保護者会長	小泉 一真	
よませ保育園	保護者会長	杉戸 香奈	
すがかわ保育園	保護者会長	丸山恵美子	
区長会	会長	畔上 三行	
区長会	副会長	芦原喜久司	
区長会	副会長	内田 健一	
区長会	副会長	下田 清人	
東小学校	校長	湯本 文洋	
南小学校	校長	中村まゆみ	
西小学校	校長	竹内 由紀	
山ノ内中学校	校長	山口 近	
子ども会育成連絡協議会	会長	鈴木 隆夫	
児童委員代表	主任児童委員	佐藤 重子	
議会議員代表	社会文教常任委員会 委員長	高田 佳久	
学識経験者	元小学校長	原 隆文	
公募委員		西澤 誠一	
公募委員		佐藤 匡則	
公募委員		田中 晴男	
公募委員		湯本 市蔵	

### (事務局)

教育次長兼こども未来課長	望月 弘樹	
こども未来課学校統合準備係長	山本 敏幸	
こども未来課学校統合準備係	畔上 俊樹	

### 山ノ内町立小学校適正規模適正配置等審議会

#### 【審議会の役割】

山ノ内町立小学校の適正規模、適正配置等を審議するための組織

#### （審議内容）

- ・ 小学校の適正規模に関すること
- ・ 小学校の適正配置に関すること
- ・ その他教育委員会が必要とする事項

※適正規模とは、児童にとってよりよい教育環境を  
ふまえ適正な学校の規模等を定めるもの  
※適正配置とは、児童の通学距離や通学の安全等を  
考慮し適正な学校の位置などを定めるもの

#### 【組織体制】

- ・ 小学校及び保育所の保護者代表
- ・ 区長会代表
- ・ 学校長
- ・ 子ども会育成連絡協議会代表
- ・ 児童委員代表
- ・ 議会議員代表
- ・ 女性代表
- ・ 学識経験者
- ・ 公募委員
- ・ その他教育委員会が必要と認める者

### 山ノ内町立小学校統合準備委員会

#### 【審議会の役割】

山ノ内町立小学校の統合を円滑に行うために必要な事項を検討し、調整を図るための組織

#### （審議内容）

- ・ 教育方針、学校行事に関すること
- ・ 施設整備、施設備品等に関すること
- ・ 通学路及び通学方法に関すること
- ・ PTA、コミュニティスクール等学校組織に関すること
- ・ 児童及び保護者の交流事業に関すること

#### 【組織体制】

- ・ 小学校及び中学校の保護者代表
- ・ 保育園の保護者代表
- ・ 小学校及び中学校の教職員
- ・ 地域の住民代表
- ・ 学識経験者
- ・ 公募委員
- ・ その他教育委員会が必要と認める者
- ※委員会に専門部会を設置し、課題ごとに検討を行う



#### （小学校統合に向けての会議の在り方）

- ・ 審議会において小学校統合について検討し、答申をいただなかで、教育委員会にて小学校統合の方針を決定
- ・ 小学校統合の方針が決定した後、統合準備委員会にて小学校の統合に必要な事項の検討、調整を行う

## 小学校適正規模適正配置等審議会と小学校統合準備委員会の構成委員一覧

委員所属・属性	適正規模適正配置等審議会	統合準備委員会
東小学校長	○	○
南小学校長	○	○
西小学校長	○	○
山ノ内中学校長	○	○
東小学校 PTA 会長	○	○
南小学校 PTA 会長	○	○
西小学校 PTA 会長	○	○
志賀高原保育園保護者会長	○	○
かえで保育園保護者会長	○	○
ほなみ保育園保護者会長	○	○
よませ保育園保護者会長	○	○
すがかわ保育園保護者会長	○	○
区長会長	○	○
区長会副会長	○（3名）	○（3名）
子ども会育成連絡協議会長	○	○
児童委員代表 （主任児童委員）	○	○
議会議員代表 （社会文教常任委員長）	○	
コミュニティースクール コーディネーター		○
学識経験者	○	○
公募委員	○（4名）	※

※小学校統合準備委員会では統合にあたっての課題を個別具体的に検討するため、専門部会を設置することができる。（公募委員も募集予定）

**【諮問事項】**

- (1) 小学校の適正規模に関すること
  - 「山ノ内町立小学校適正規模及び適正配置に係る基本方針」における適正配置に係る今後の具体的な取組みについて
    - ・ 統合位置における山ノ内中学校敷地及び西小学校の既存施設の活用について
- (2) その他教育委員会が必要とする事項
  - 学校統合の在り方について
    - ・ 小中一貫校並びに義務教育学校の設置に向けた検討について

**【諮問に基づき検討していただきたい事項・課題】**

- ① 令和9年4月の開校を目指した3小学校の統合案及び山ノ内中学校敷地案での3小学校の統合案について ⇒ 施設の状況や通学方法などをふまえ統合案を進めるべきかの検討
- ② 児童数の減少に伴う早急な小学校統合の必要性について ⇒ 小学校の適正規模の基準に沿った学級編成の必要性、1学年あたり2学級以上との考えに基づく統合の在り方、段階的な小学校の統合の必要性の検討
- ③ 段階的な統合を行う場合の統合する小学校の位置及び開校時期 ⇒ 段階的とした場合の活用する小学校の選定、開校時期の検討
- ④ 小中併設型の学校配置にあたり小中一貫校や義務教育学校の設置について ⇒ 効率的な学校運営を目指しての施設整備と小中学校における一貫した教育の必要性を検討
- ⑤ 小中併設型の学校の整備を目指す場合の統合位置及び学校の開校時期 ⇒ 山ノ内中学校敷地案または西部エリア案での小中併設型の学校の開校について、開校時期の目安の検討



**【課題解決などを踏まえての段階的な統合】（教育委員会案）**

小規模・少人数学級の早期解消と、児童や保護者に出来るだけ負担を掛けず、より良い教育環境の整備と確保を目指す方法として段階的な統合案を教育委員会から提示。

- ① 適正規模に沿った学級編成を目指し、令和9年4月に東小と西小の校舎を活用した2小学校体制に変更。  
西小は「(仮)山ノ内小学校」とし、通学区も選択制とする。
- ② 小学校の3校統合にあたっては、小中併設型の学校整備を実施し、統合位置は小中一貫校への移行なども踏まえ、山ノ内中学校敷地または、西部エリアでの開校とする。

課題に応じた  
段階的な答申も

**【答申をいただきたい内容】**

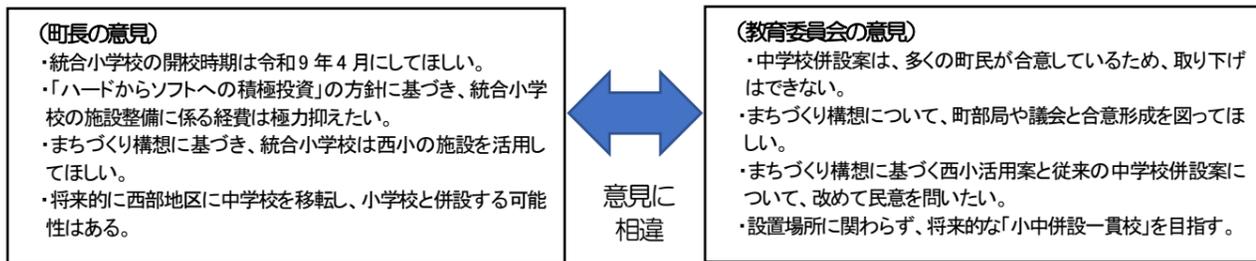
- ① 山ノ内中学校敷地案又は西小での3校統合案を進めるべきか。
- ② 少人数学級等の解消のため、段階的に小学校の統合を進めるべきか。段階的に統合を進めるべきとの判断となった際に、活用する施設は東小と西小でよいか。
- ③ 空き施設となる校舎の後利用の方向付け  
※上記①～③について令和9年4月の小学校統合を目指すため、早急な答申が必要となる。(遅くも令和6年10月までに)
- ④ 小中一貫校の設置の有無、小中併設型の学校整備と設置位置

# 《小学校の統合について》

## 1. 【小学校統合にかかる経過】

- 平成26年度に小学校適正規模適正配置等審議会を設置し、町内小学校の「適正規模の基準」、「適正配置の基本的な考え方」、「教育環境の整備」等に係る答申が出された。
- 平成27年8月に開催した山ノ内町総合教育会議にて今後の小学校の在り方について、平成29年度に北小学校を西小学校へ統合。平成34年度（令和4年度）を目標に1校統合し、小中連携教育を推進するため中学校敷地に小学校校舎を増築する方向性を示し検討することとした。
- 平成29年8月開催の総合教育会議で、1校統合の方針は変更しないが、令和4年度に中学校敷地で小学校の増築は断念し、出生数が50～60人程度継続する見込みとなった時に、改めて1校統合検討する方向となった。
- 令和2年度には出生数の減少が見込まれたため、各地区で懇談会等を実施し、令和4年3月に「山ノ内町立小学校適正規模適正配置に係る基本方針」をまとめ、小学校の統合場所を中学校敷地と示した。
- 令和4年度から山ノ内町立小学校統合準備委員会を設置し、山ノ内中学校敷地での小学校3校統合を基本とする「山ノ内町立統合小学校整備計画（案）」を策定した。
- 令和5年度は、整備計画（案）に基づき統合に向けた準備・調整を行う予定であったが、町との協議のなかで統合位置を中学校敷地のみならず、既存小学校の活用も含めた小学校統合の検討が求められ、統合位置の決定に至らず、令和6年3月28日開催の教育委員会臨時会で「山ノ内町立小学校の統合に向けた基本方針」を定めた。

## 2. 【山ノ内町総合教育会議の議論を受けての「小学校統合に向けた基本方針」について】



- (町長と教育委員会との合意点)**
- 3小学校を1校に統合する。
  - 小学校の統合は出来るだけ早く実現する。
  - 統合小学校の場所は、町民合意もふまえ教育委員会が決定する。
  - 将来的に統合小学校と中学校が併設される可能性を残す。

意見の相違はあったが一方で合意点も、意見をふまえて検討に向けた基本方針を決定。

### 【小学校統合に向けた教育委員会における基本方針】

総合教育会議での意見・合意点を踏まえ、教育委員会では今後の小学校統合に向けた基本方針を以下のとおり決定する。

- 3小学校を1校に統合する。
- 統合小学校の開校時期の目標を、最短で令和9年4月とする。
- 統合小学校の設置場所は山ノ内中学校敷地又は西小学校敷地のいずれかとし、統合計画の内容を町民に周知したうえで、令和6年度中に教育委員会が最終決定する。
- 将来的に小中併設一貫校の実現を目指す。

## 3. 【児童数の推移】

少子化が進むなかで小学校の児童数も減少を続け、平成元年では1,386人であった児童数も令和6年度では379人、統合小学校の開校目標時期である令和9年度には328人まで減少することが見込まれている。

	H元	H5	H10	H15	H20	H25	H30	R5	R6	R9	R12
東小学校	691	575	488	427	358	280	233	182	184	154	129
南小学校	290	276	232	215	177	138	93	79	75	82	88
西小学校	280	240	144	154	128	113	141	119	120	92	84
北小学校	125	150	113	88	58	38					
合計	1,386	1,241	977	884	721	569	467	380	379	328	301

※北小学校は平成29年度より西小学校へ統合。  
※令和9年度以降は町内在住の5歳児～0歳児の人数で推計

## 4. 【児童数の減少に伴う影響】

児童数が減少するなか、町内の小学校でも小規模学校や少人数学級の増加が見込まれる。小規模学校・少人数学級のメリットも考えられるが、課題（デメリット）も様々あることからメリット・デメリットを整理。



- 教育環境や学校運営を考えるとある程度の児童数が必要。
- 1学年当たり2学級
  - 1学級当たりの児童数は20～30名

### 【メリット】（例）

- 個々の児童生徒に対して細かく対応できる。
- 児童一人ひとりの状況が把握しやすい。
- 教員の負担が軽減される。

### 【デメリット】（例）

- 学級の人数が減ると話し合い活動での多様な意見や体育などの団体活動に支障が出る。
- 男女のバランスが悪くなる。
- 学年に複数の学級がないとクラス替えができない。
- 運動会や音楽会などの行事に影響が出てくる。
- 清掃分担が広くなり児童への負担がかかる。
- PTA活動で役員が毎年回ってくる。

## 5. 【小学校統合に向けての課題】

### ①<小学校の統合時期について>

- 令和9年4月の開校を目指す場合、使用する校舎は既存の小学校施設を活用せざるをえない。
- 校舎を新築する場合、完成に4～5年程度の期間が必要。その間にも児童数は減少するので、教育環境がより厳しくなることが想定される。

### ②<小学校の設置場所について>

- 中学校敷地に統合する場合、小学校校舎の新築が必要となり、完成までに時間がかかるとともに高騰する建築コストの負担が大きい。
- 西小学校を活用する場合、普通教室数は確保できるが特別支援学級の教室が不足するため、施設の一部改修が必要となる。
- 通学について、中学校敷地及び西小学校を活用する場合、ともに130人～200名程度の児童の輸送が必要になる。

### ③<小中併設型の一貫校について>

- 小中一貫校及び義務教育学校の設置にあたっては、9年間におけるグランドデザインや学校の教育目標、運営の仕方などを定める必要があり、開校まで4～5年程度の準備期間が必要となる。

## 6. 【小学校統合の在り方について】

小学校の統合については、小規模化、少人数学級を解消して、多様な学習活動や集団活動の展開を推進することと、よりよい教育環境の整備と教育の質を充実していくことに重点を置き、効率的な学校運営などを推進していくため、次の課題の解決を視点に検討する。

### 少人数学級となる小学校

- 令和9年度以降に標準的な学級児童数（35人）の半数を下回る学級が生じるのは、南小と西小学校。
- 東小は令和9年度以降も1学級20名程度を保持。
- 1学級で10名を切る学級も生ずることから早急な対応が必要。

### 通学手段の確保

- 中学校敷地を活用する場合で約130名、西小を活用する場合で約200名が学校から2km以上となる。
- スクールバスの運行も西小利用で最大8台の運行。
- 公共交通を利用した場合、児童や保護者に負担。
- 運行経費も増大となる。（3小学校を一校統合する場合）

### 活動するスペースの確保

- 中学校敷地で校舎を建築した場合で児童一人当たりの床面積が14.3㎡、西小活用で15.5㎡となる。
- 両案とも教室数に余裕がなく、児童の活動が制限される。
- 現状よりも活動スペースが減少。（3小学校を一校統合する場合）

### 小中一貫教育の検討

- 小中併設型学校を目指すなかで、校舎の相互利用なども含め小中一貫校の設置に向けた検討が必要。
- 小中一貫校の設置に向けた準備には4～5年程度の準備期間が必要。

中学校敷地案、西小学校活用案でも3小学校の統合は可能であるが、児童における活動スペースが減少するとともに、通学時において児童や保護者の負担の増加も予想され、子どもたちの教育環境の低下が見込まれる。また少人数学級が増加するなか、早急な対応を進めていく必要はある。

子どもたちのよりよい教育環境を考え、「今、実施すべきこと」と「検討を行いながら今後、実施すべきこと」を整理

①<今、実施すべきこと>

令和9年度以降に標準的な学級の児童数(35名)の半数を下回る学級が南小と西小で生じるため、まずは南小と西小において「適正規模及び適正配置に係る基本方針」で定める1学級あたり20~30人規模の学級に改善していく必要がある。

- 南小学校と西小学校の児童を合わせると東小学校と同規模の小学校の設置が可能となる。
- 東小と西小の2つの校舎を活用することで、新たな教室の確保は不要となる。(※増築が不要)
- 児童の輸送も須賀川地区の児童も含め100名程度で、スクールバスの運行も4台で対応が可能。

※通学区の見直し、学校の選択制も検討が必要。

②<検討を行いながら今後、実施すべきこと>

○小学校の統合に向けた準備

3小学校による学校統合は、施設や児童の輸送手段などの課題により短期間での実施は難しいが、将来的に小中併設型の学校統合を目指していくことから、調整が可能な事項(校歌や体操着など)は、現段階から調整を進めていく。

○小中一貫校又は義務教育学校の設置に向けた検討

小中併設型の学校整備を目指す中で併設のメリットを出すためには、小中一貫のカリキュラム作り等は不可欠となる。小中一貫校の設置に伴い、小中学校校舎の相互利用や同一敷地内での連携した教育などの実現が可能となるが、設置に係る調整に時間を要することから早急な方向性の決定が必要。

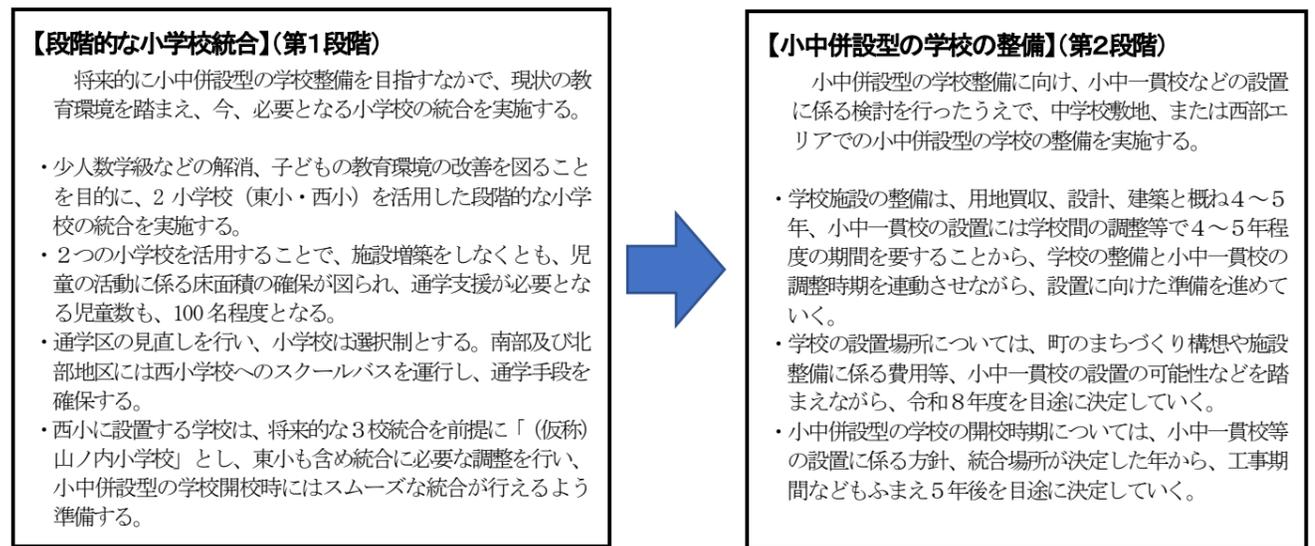
○小学校の統合場所の決定

小学校の統合場所については、中学校敷地案と西小学校の活用を基本とした西部エリア案の検討となるが、中学校敷地を活用する場合には、既存中学校施設の活用も必要となってくることから、小中一貫校の設置が可能となる。

西部エリア案については、町長のまちづくり構想案を根拠とするが、町の取組みとして未計画な点もあることから、小中一貫校の設置は、今後のまちづくりの方向性を見定めたくうえで決定していく必要がある。

7. 【新たな小学校統合案「段階的な小学校統合案」について】

最短で令和9年4月の開校を目指す小学校統合であるが、3校統合は施設的な面や児童の輸送方法の面などで実現性が低いことから、段階的な小学校の統合を提案する。



【令和9年度における学年別児童数】

学年	全体	東小	南小	西小	合計
6	57	27	14	16	30
5	56	30	13	13	26
4	58	31	9	18	27
3	58	25	14	19	33
2	47	22	15	10	25
1	52	19	17	16	33
年長	49	22	12	15	27
年中	48	19	16	13	29
年少	47	22	14	11	25

8. 【山ノ内中学校敷地案と西小学校3校統合案・段階的な小学校統合案の比較について】

統合小学校の設置場所については、従来から検討されていた中学校敷地案と、西小学校を活用した3小学校統合案、今回新たに提案する段階的な小学校統合案の3案を改修費、通学方法、課題、メリット等を比較した。

	開校時期	開校時児童数	建築年度 改修費等	改修規模	通学方法 (学校から2km以上)	課題等
山ノ内中学校敷地案	令和11年	中学校185名 統合小学校310名	中学校舎 昭和37年 大規模改修済 (2020) 小学校舎新築 24億円	新校舎建設 ・普通教室及び管理棟、特別教室棟の建設 ・体育館(小)の建設 ・プールの除却 ・小学校用グラウンドの整備 ※児童1人当たり床面積:14.3㎡	スクールバス 輸送数:133名 東:志賀(4) 菅野(15) 南:菅・寒沢(6) 戸狩(17) 西:全通学区(91) ※中学スクールバスの共用利用が可 ※バス6台程度	バス購入3台 (7,500万円) 運行経費6台 (900万円) ・開校時期が早く令和11年4月。 ・改修費用が24億円程度となり、町部局の合意が得られない。 ・グラウンド及び体育館等が共有。 ・プールが取り壊しとなる。 ・児童の輸送想定数が130名程度で、バス運行が最大6台程度必要。 ・未利用施設が3施設(東南西)
西小学校3校統合案	改修の場合 令和9年 増築の場合 令和10年	統合小学校328名	西小校舎 昭和60年 西小施設改修 1~3億円	既存校舎改修・増築 ・ランチルームの改修、特別支援教室整備 ・職員室の改修 ・(教室の増築) ※児童1人当たり床面積:15.5㎡	スクールバス 輸送数:201名 東:上条以外(99) 南:全通学区(82) 西:須賀川(20) ※バス8台程度 ※鉄道利用(54)	バス購入6台 (15,000万円) 運行経費(1,200万円) 鉄道利用(183万円) ・施設への受入れは可能であるが、教室数に余裕がなく、施設の改修や施設の増築が必要。(特別支援教室、職員室、児童クラブ等) ・老朽化した施設の利用。 ・児童の輸送想定数が200名程度でバス運行が最大8台程度必要。 ・住民の合意形成が得られていない ・未利用施設が2施設(東南) ・まちづくり構想の実現性と連携
段階的な小学校統合案	令和9年	西小学校174名 東小学校154名	西小校舎 昭和60年 大規模改修 実施しない 東小校舎 昭和58年 大規模改修 実施しない	部分修繕の実施 ・施設の必要最低限の改修等(学校報告) ※児童1人当たり床面積:29.2㎡ 部分修繕の実施 ・施設の必要最低限の改修等(学校報告)	スクールバス 輸送数:約102名 南:全通学区(82) 西:須賀川(20) ※バス4台程度 変更なし	バス購入3台 (7,500万円) 運行経費(600万円) 不要 ・学校統合が段階的な統合となり、3校統合とならない。 ・学校施設の2校管理となり、老朽箇所等の部分修繕が必要。 ・児童の輸送想定数が100名程度で、バス運行が最大4台程度必要。 ・住民の合意形成が得られていない。

9. 【今後における小学校の統合について】

○段階的な小学校統合のメリット

- 施設増築等が不要なため、最短で令和9年4月の開校が可能。
- 段階的な統合を行うことで、西小校舎活用でも児童1人当たりの床面積が29.2㎡まで拡大。
- スクールバスの運行も西小での3校統合と比較した場合、半数程度で対応が可能。
- 児童の教育環境の改善が図られるとともに、町のまちづくり構想もふまえた学校設置場所の検討が可能。
- 3校統合を前提とした段階的な統合となることから、小中学校統合時にスムーズな統合が可能。
- 未利用となる校舎も段階的に増えることから、活用に係る検討期間に猶予が生じる。

段階的統合におけるイメージ図

